

保護者の皆さん

令和3年9月1日

大阪市立梅南中学校
校長 柿花 正信

新型コロナウイルス感染症にかかる学校園の休業措置基準について

保護者の皆さんにおかれましては、感染拡大の防止にご尽力いただいているところです。

しかしながら、現在、児童生徒及び教職員への新型コロナウイルス感染症の感染拡大が急速に進んでおり、感染力が非常に強いとされるデルタ株の教育活動への影響が懸念され、大阪府下においても児童生徒クラスターが発生するなど、子ども間での感染が生じています。また、陽性者の感染経路が不明とされる割合が高くなっています。学級内で複数の感染者が発生している場合等は、感染拡大の可能性が高まるものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、文部科学省からの令和3年8月27日付け事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」の趣旨に基づき、8月30日に大阪市教育委員会より「新型コロナウイルス感染症にかかる学校園の休業措置基準について」が発出されましたので、下記のとおり、梅南中学校用に作成し連絡させていただきます。

なお、新型コロナウイルスに係る対応については、今後の感染状況によっては変更が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

記

1 休業の基準について

現在の取扱いに加え、次の基準を設ける。

○以下のいずれかの状況に該当する場合、学校医と相談した結果を踏まえ、感染者の属する学級について休業を行うものとする。

- ・同一学級において、感染による出席停止者が複数となった場合
- ・1名の感染による出席停止者に複数の濃厚接触者が校内に存在する場合

○休業期間は、直近の疫学調査終了日の翌日から5~7日間をめやすとし、学校医と相談した結果を踏まえ決定する。

なお、学級休業が当該学年において複数にまたがる場合、学年休業が当該校園において複数にまたがる場合等は、現行の取扱いと同様、学年休業、学校園の臨時休業を行う。

2 適用日

令和3年9月1日から適用する。

3 補足（梅南中学校作成）

大阪市教育委員会の指示により、「疫学調査の結果が出るまで学校休業」となっています。しかし、大阪市の感染者数の急激な増加により、疫学調査に日数がかかる状況が生じています。そのため、校内で感染者が判明した場合、感染者が1名であっても学校休業にせざるを得ない状況が、大阪市内の小中学校等で発生しています。梅南中学校でも、今後感染者が判明した場合、同様の対応（学校休業や登校後の下校等）となることが考えられます。その場合、保護者メール、学校ホームページ等で連絡させていただきます。ご理解、ご協力くださいますよう何とぞよろしくお願ひいたします。